

答 申 第 93 号

令和元年8月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について(答申)

平成31年3月7日付け諮問第136号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の県立病院における医療事故に係る職員の不利益処分又は当該事故の概要、患者の状況等に関する文書

(別紙)

答 申

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件審査請求に係る公文書の非公開決定は妥当である。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 30 年 2 月 9 日、同月 13 日及び 14 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 対象公文書

本件公開請求の対象公文書は、次の公文書である。

- (1) 公文書公開請求書に添付された診断書（平成 28 年 5 月 30 日付け県立加古川医療センター交付）の写しのおり同年 4 月 25 日に県民に尿道損傷を負わせたことで県職員（当時）に対して下された不利益処分（斡旋、勧告、訓告、嚴重注意、諸手当の一時差止、実質的な降任に当たる配置換・転任、辞職承認、分限処分、懲戒処分等）に関する一切のもの（以下「文書 1」という。）
- (2) 公文書公開請求書に添付された「医療事故報告」（平成 29 年 6 月公表の旨県立こども病院側公称分）及び神戸新聞記事（同年 7 月 22 日付朝刊 27 面）の各写しのおり同年 5 月下旬に県民に尿道損傷を負わせたことによる「後遺症・について（が出ないか）・経過観察中」とある、その経過観察により得られた肝心の結果（県側の公称を拝借すれば「患者の現状」）に関する一切のもの（以下「文書 2」という。）
- (3) 公文書公開請求書に添付された「医療事故報告」（平成 29 年 6 月公表の旨県立こども病院側公称分）及び神戸新聞記事（同年 7 月 22 日付朝刊 27 面）の各写しのおり同年 5 月下旬に県民に尿道損傷を負わせたことで県職員（当時）に対して下された不利益処分（斡旋、勧告、訓告、嚴重注意、諸手当の一時差止、実質的な降任に当たる配置換・転任、辞職承認、分限処分、懲戒処分等）に関する一切のもの（以下「文書 3」という。）

(4) 公文書公開請求書に添付された診断書（平成 28 年 5 月 30 日付け県立加古川医療センター交付）の写しのおり同年 4 月 25 日に県職員（当時）が県民に尿道損傷を負わせた医療事故の「概要」、「原因」、「対応策」、「（参考）患者の現状」、「医療事故報告」の整理項目として県側公称分」に関する一切のもの（以下「文書 4」という。）

3 実施機関の決定

平成 30 年 2 月 23 日、実施機関は、本件公開請求に係る事務を行っておらず対象公文書を作成していないことから、本件公開請求の対象となる公文書が存在しないとの理由で次のとおり非公開決定処分を行った。

- (1) 文書 1 の非公開決定処分（以下「本件処分 1」という。）
- (2) 文書 2 の非公開決定処分（以下「本件処分 2」という。）
- (3) 文書 3 の非公開決定処分（以下「本件処分 3」という。）
- (4) 文書 4 の非公開決定処分（以下「本件処分 4」という。）

4 審査請求

平成 30 年 5 月 22 日付けで、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分 1 から本件処分 4 までを不服として次のとおり実施機関に対して審査請求を行った。

- (1) 本件処分 1 に係る審査請求（以下「本件審査請求 1」という。）
- (2) 本件処分 2 に係る審査請求（以下「本件審査請求 2」という。）
- (3) 本件処分 3 に係る審査請求（以下「本件審査請求 3」という。）
- (4) 本件処分 4 に係る審査請求（以下「本件審査請求 4」という。）

5 諮問

平成 31 年 3 月 7 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する決定について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分 1 から本件処分 4 までについて、原請求のとおり全面公開を速やかに決定せよ、との裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている、本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 本件審査請求 1 について

ア 文書 1 について、審査請求人は、実施機関及び兵庫県病院事業管理者宛てに公文書公開請求を行い、それぞれから非公開決定処分を受けた。

イ その理由を、実施機関は「公文書の不存在 当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」(人第 1381 号)、兵庫県病院事業管理者は「条例第 9 条該当 公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第 6 条第 1 号の非公開情報を公開することになるので、当該公文書があるともないともいえないため。」(病管第 1469 号)としている。

ウ その一方で、文書 3 についての実施機関及び兵庫県病院事業管理者による公文書非公開決定処分では、その理由を、実施機関は「公文書の不存在 当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」(人第 1381 号-3)、兵庫県病院事業管理者は「公文書の不存在 公開請求に係る文書については作成していないため。」(病管第 1470 号)としている。

エ 全く同じ刑法第 211 条が規定する構成要件に該当するのみならず、被害者の傷病名までも全く同じ「尿道損傷」である本件(文書 1)と別件(文書 3)についての処分理由に上記のような差をつける合理的な理由も正当な事由もない。

オ それゆえ、「公文書の不存在」なる、兵庫県がよって立つおおもとの処分理由自体がそもそも全く信用に値しないものであると半ば自白してしまっているようなものである。

(2) 本件審査請求 2 について

ア 文書 2 について、審査請求人は、実施機関及び兵庫県病院事業管理者宛てに公文書公開請求を行い、それぞれから非公開決定処分を受けた。

イ その理由を、実施機関は「公文書の不存在 当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」(人第 1381 号-2)、兵庫県病院事業管理者は「条例第 6 条第 1 号該当 当該文書は診療録(カルテ)であるので、条例第 6 条第 1 号に定める特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある文書に該当するため。」(こ病第 1067 号)としている。

ウ かかる「個人の権利利益を害するおそれ」が現実のものとなりかねない状況を作出するに至ったそもそもの原因は、元をただせば県職員（当時）による業務上過失致傷の構成要件に該当する行為すなわち「個人の権利利益を害する行為」そのものであったはずである。

具体的にはその行為とは、いたいけな男の赤ちゃんに最悪の場合重篤な後遺障害（腎不全等）を招く恐れがあり、ほとんど生まれながらにして非常に過酷な宿命（生涯要人工透析等）を背負わせかねない、その原因たりうる重傷（尿道損傷）を負わせたというものである。

エ その当の加害者側たる県によって、その不都合な事実のとりわけ核心部分が隠蔽されるにあたり渡りに船とばかりにいかにももってもらしい口実として、「個人の権利利益を害するおそれ」なるマジックワードが濫用されるきらいがあるのはどうしても否認できない。

オ かかる有様では、善良な県民は、県病院局がそのWEB頁上で謳う崇高な目的を達成しようとする本気度（偽善度）を見極めようにも、その判断に不可欠な基礎をなす貴重な情報からして次々と奪われていってしまう。

カ 万歩譲って、仮に「個人の権利利益を害するおそれ」が現実のものになるとして、それなるものが一体何ものなのか、そのことについて現段、県は何ら具体的に語っていない。

(3) 本件審査請求3について

ア 文書3について、審査請求人は、実施機関及び兵庫県病院事業管理者宛てに公文書公開請求を行い、それぞれから非公開決定処分を受けた。

イ その理由を、実施機関は「公文書の不存在 当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」（人第1381号-3）、兵庫県病院事業管理者は「公文書の不存在 公開請求に係る文書については、作成していないため。」（病管第1470号）としている。

ウ その一方で、県職員（当時）による少なくとも傷害、建造物侵入、窃盗、詐欺及び背任又はそれらの未遂、暴行並びに業務上横領の各構成要件に該当する行為は、各行為の最後の発生時から幾年月かを経て処分され、その旨を平成30年2月17日に公表している。

エ 県病院局が、そのWEB頁上で謳う崇高な目的を本気で達成しようとするればするほど、注意義務（結果予見義務・結果回避義務）を怠らない慎重な県職員の士気の低下を招くことのないように、医療過誤を引き起こした軽率な県職員に対し厳しい処分が臨むのが自然である。

オ いたいけな男の赤ちゃんに最悪の場合重篤な後遺障害（腎不全等）を招く恐れがあり、ほとんど生まれながらにして非常に過酷な宿命（生涯要人工透析等）を背負わせかねない、その原因たりうる重傷（尿道損傷）を負わせたという業務上過失致傷の構成要件に該当する行為に及んだ、あまりに軽率な県職員（当時）に対する処分が、何ら下っていない、そうでなければその公表はおろか記録さえも一切免れているというのは、少なくともウ及びエに鑑みて、著しく衡平を欠き、はなはだ不自然である。

(4) 本件審査請求4について

ア 文書4について、審査請求人は、実施機関及び兵庫県病院事業管理者宛てに公文書公開請求を行い、それぞれから非公開決定処分を受けた。

イ その理由を、実施機関は「公文書の不存在 当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」（人第1381号-4）、兵庫県病院事業管理者は「条例第9条該当 公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第6条第1号の非公開情報を公開することになるので、当該公文書があるともないともいえないため。」（加医第350号）としている。

ウ かかる調子で、県立加古川医療センターの職員（当時）が尿道損傷を負わせたという業務上過失致傷の構成要件に該当する行為は、発生時（平成28年4月25日）から2年余りを経た今日もなお一切公表されていない。

エ その一方で、県立こども病院の職員（当時）がいたいけな男の赤ちゃんに尿道損傷を負わせたという業務上過失致傷の構成要件に該当する行為は、発生時（平成29年5月下旬）からおよそ2ヶ月を経た平成29年7月22日に公表されている。

オ 全く同じ刑法第211条が規定する構成要件に該当しながら、大幅に異なる単位で公表を免れた期間を数える以上、ウは、県による「ひき逃げ」に等しい。

カ かかる「ひき逃げ」の横行により、善良な県民は、県病院局がそのWEB頁上で謳う崇高な目的を達成しようとする本気度（偽善度）を見極めようにも、その判断に不可欠な基礎をなす貴重な情報からして次々と奪われていってしまう。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている非公開理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分1について

審査請求人は、県立加古川医療センターの職員が関与した医療事故により当該職員に対する不利益処分に関する文書の公開請求を実施機関と兵庫県病院事業管理者に行っている。そして、本件処分1（人第1381号）及び兵庫県病院事業管理者が審査請求人に対して行った公文書非公開決定処分（病管第1469号）と、文書3についての実施機関による本件処分3（人第1381号-3）及び兵庫県病院事業管理者による公文書非公開決定処分（病管第1470号）の理由に差をつける合理的な理由も正当な事由もないことをもって、本件処分1の処分理由自体が信用に値しないと主張している。

しかし、兵庫県の病院事業は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を全部適用しているため、兵庫県病院事業管理者は、兵庫県病院事業の執行に関し地方公共団体である兵庫県を代表するとされ（同法第8条）、同法第15条の規定により、同管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（以下「病院事業職員」という。）は、同管理者が任免し（同条第1項）、病院事業職員は同管理者が指揮監督する（同条第2項）こととなっていることから、病院事業職員に対する不利益処分は、同管理者が行うものであり、実施機関は何ら関与することはない。

そのため、実施機関は、「当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」として「公文書の不存在」を理由に本件処分1（人第1381号）を行い、同じ理由で別件の本件処分3（人第1381号-3）を行っているものであり、兵庫県病院事業管理者が病院事業職員に対する不利益処分に関する文書の公開請求に対して非公開決定を行った理由に差があるとしても、本件処分1とは何ら関係性がない。

文書1は、特定の医療事故に関与した病院事業職員に対する不利益処分に関する文書であり、病院事業職員に係る不利益処分については、兵庫県病院事業管理者が行うものであり、実施機関は病院事業職員に対する不利益処分に関する事務を行っていないため、文書1を保有していない。

2 本件処分2について

審査請求人は、県立こども病院の職員が関与した医療事故に関する文書の公開請求を実施機関と兵庫県病院事業管理者に行っている。

しかし、兵庫県の病院事業は地方公営企業法を全部適用しているため、兵庫県病院事業管理者は、兵庫県病院事業の執行に関し地方公共団体であ

る兵庫県を代表するとされ、同法第 15 条の規定により、病院事業職員は、同管理者が任免し、病院事業職員は同管理者が指揮監督することとなっていることから、病院事業職員が関与した医療事故に対する措置は、同管理者の指揮監督により行われるものであり、実施機関は何ら関与することはない。

そのため、実施機関は、「当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」として「公文書の不存在」を理由に本件処分 2（人第 1381 号-2）を行っているものであり、兵庫県病院事業管理者が公文書非公開決定処分（こ病第 1067 号）を行っていることと、本件処分 2 とは何ら関係性がない。

文書 2 は、兵庫県病院事業管理者が執行する病院事業において発生した特定の医療事故に関する文書であり、実施機関は病院事業に関する事務を行っていないため、文書 2 を保有していない。

3 本件処分 3 について

審査請求人は、県立こども病院の職員が関与した医療事故により当該職員に対する不利益処分に関する文書の公開請求を実施機関と兵庫県病院事業管理者に行っている。そして、平成 30 年 2 月 17 日に公表されている県職員の行為と不利益処分等からみて、本件処分 3（人第 1381 号-3）及び兵庫県病院事業管理者が審査請求人に対して行った公文書非公開決定処分（病管第 1470 号）により、当該職員に対する不利益処分がなく、公表や記録がないというのは不自然であると主張している。

しかし、本件処分 1 で説明したように、病院事業職員に対する不利益処分は、兵庫県病院事業管理者が行うものであり、実施機関は何ら関与することはない。

そのため、実施機関は、「当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」として「公文書の不存在」を理由に本件処分 3（人第 1381 号-3）を行っているものであり、兵庫県病院事業管理者が「公文書の不存在」を理由に公文書非公開決定処分（病管第 1470 号）を行っていることと、本件処分 3 とは何ら関係性がない。

文書 3 は、特定の医療事故に関与した病院事業職員に対する不利益処分に関する文書であり、病院事業職員に係る不利益処分については、兵庫県病院事業管理者が行うものであり、実施機関は病院事業職員に対する不利益処分に関する事務を行っていないため、文書 3 を保有していない。

4 本件処分4について

審査請求人は、県立加古川医療センターの職員が関与した医療事故に関する文書の公開請求を実施機関と兵庫県病院事業管理者に行っている。

しかし、本件処分2で説明したように、病院事業職員が関与した医療事故に対する措置は、兵庫県病院事業管理者の指揮監督により行われるものであり、実施機関は何ら関与することはない。

そのため、実施機関は、「当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」として「公文書の不存在」を理由に本件処分4（人第1381号-4）を行っているものであり、兵庫県病院事業管理者が公文書非公開決定処分（加医第350号）を行っていることと、本件処分4とは何ら関係性がない。

文書4は、兵庫県病院事業管理者が執行する病院事業において発生した特定の医療事故に関する文書であり、実施機関は病院事業に関する事務を行っていないため、文書4を保有していない。

5 結論

以上のとおり、本件処分1から本件処分4までについては、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分1について

審査請求人は、文書1に係る公開請求を実施機関と兵庫県病院事業管理者宛てに行い、それぞれから非公開決定処分を受けた。その理由を、実施機関は「公文書の不存在 当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」（本件処分1（人第1381号））、兵庫県病院事業管理者は「条例第9条該当 公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第6条第1号の非公開情報を公開することになるので、当該公文書があるともないともいえないため。」（病管第1469号）としている。

これらについて、審査請求人は、本件処分1及び兵庫県病院事業管理者が審査請求人に対して行った公文書非公開決定処分（病管第1469号）と、別件の本件処分3及び兵庫県病院事業管理者による公文書非公開決定処分（病管第1470号）の理由に差をつける合理的な理由も正当な事由もないことをもって、本件処分1の処分理由自体が信用に値しないと主張している。

実施機関によると、兵庫県の病院事業は地方公営企業法を全部適用しているため、病院事業職員に対する不利益処分は、兵庫県病院事業管理者が行うものであり、実施機関は何ら関与することはないことから、「当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」として「公文書の不存在」を理由に本件処分1（人第1381号）を行い、同じ理由で本件処分3（人第1381号-3）を行っているものであり、同管理者が病院事業職員に対する不利益処分に関する文書の公開請求に対して行った公文書非公開決定処分（病管第1469号・病管第1470号）の理由に差があるとしても、本件処分1とは何ら関係性がないと説明する。

兵庫県の病院事業は地方公営企業法を全部適用しているため、実施機関は病院事業職員に対する不利益処分に関する事務を行っておらず、対象公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。また、「公文書の不存在」という本件処分1及び本件処分3の理由と、兵庫県病院事業管理者が病院事業職員に対する不利益処分に関する文書の公開請求に対して行った公文書非公開決定処分（病管第1469号・病管第1470号）の理由が異なっていることとは関係がない。

よって、実施機関が本件処分1において、条例第10条第2項の「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するとして非公開決定を行ったことは妥当である。

2 本件処分2について

審査請求人は、文書2に係る公開請求を実施機関及び兵庫県病院事業管理者宛てに行い、それぞれから非公開決定処分を受けた。その理由を、実施機関は「公文書の不存在 当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」（本件処分2（人第1381号-2））、兵庫県病院事業管理者は「条例第6条第1号該当 当該文書は診療録（カルテ）であるので、条例第6条第1号に定める特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある文書に該当するため。」（こ病第1067号）としている。

これらについて、審査請求人は、兵庫県病院事業管理者が行った非公開決定処分の理由の「個人の権利利益を害するおそれ」が現実のものとなかなかねない状況を作出する原因は県職員（当時）による行為そのものだが、このことについて、県は何ら具体的に語っていないなどの主張をしている。

実施機関によると、兵庫県の病院事業は地方公営企業法を全部適用しているため、兵庫県病院事業管理者は、兵庫県病院事業の執行に関し地方公

共団体である兵庫県を代表するとされ、病院事業職員は同管理者が指揮監督することとなっていることから、病院事業職員が関与した医療事故に対する措置は、同管理者の指揮監督により行われるものであり、実施機関は何ら関与することはないことから、「当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」として「公文書の不存在」を理由に本件処分2（人第1381号-2）を行っているものであり、同管理者が公文書非公開決定処分（こ病第1067号）を行っていることと、本件処分2とは何ら関係性がないと説明する。

兵庫県の病院事業は地方公営企業法を全部適用しているため、実施機関は病院事業に関する事務を行っておらず、対象公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。また、本件処分2と同管理者が行った公文書非公開決定処分（こ病第1067号）とは関係がなく、審査請求人のその他の主張は、本件処分2についての結論を左右するものではない。

よって、実施機関が本件処分2において、条例第10条第2項の「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するとして非公開決定を行ったことは妥当である。

3 本件処分3について

審査請求人は、文書3に係る公開請求を実施機関と兵庫県病院事業管理者宛てに行い、それぞれから非公開決定処分を受けた。その理由を、実施機関は「公文書の不存在 当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」（本件処分3（人第1381号-3））、兵庫県病院事業管理者は「公文書の不存在 公開請求に係る文書については、作成していないため。」（病管第1470号）としている。

これらについて、審査請求人は、平成30年2月17日に公表されている県職員の行為と不利益処分等からみて、本件処分3及び同管理者が審査請求人に対して行った公文書非公開決定処分（病管第1470号）により、尿道損傷行為を負わせた職員に対する不利益処分がなく、公表や記録がないというのは、著しく衡平を欠き、はなはだ不自然であると主張している。

実施機関によると、本件処分1で説明したように、病院事業職員に対する不利益処分は、兵庫県病院事業管理者が行うものであり、実施機関は何ら関与することはないことから、「当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」として「公文書の不存在」を理由に本件処分3（人第1381号-3）を行っているものであり、同管理者「公文書の不存在」を理由に公文

書非公開決定処分(病管第 1470 号)を行っていることと、本件処分 3 とは何ら関係性がないと説明する。

兵庫県の病院事業は地方公営企業法を全部適用しているため、実施機関は病院事業職員に対する不利益処分に関する事務を行っておらず、対象公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。また、本件処分 3 と同管理者が行った公文書非公開決定処分(病管第 1470 号)とは関係がない。

よって、実施機関が本件処分 3 において、条例第 10 条第 2 項の「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するとして非公開決定を行ったことは妥当である。

4 本件処分 4 について

審査請求人は、文書 4 に係る公開請求を実施機関及び兵庫県病院事業管理者宛てに行い、それぞれから非公開決定処分を受けた。その理由を、実施機関は「公文書の不存在 当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」(本件処分 4 (人第 1381 号-4))、兵庫県病院事業管理者は「条例第 9 条該当 公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第 6 条第 1 号の非公開情報を公開することになるので、当該公文書があるともないともいえないため。」(加医第 350 号)としている。

これらについて、審査請求人は、別件の県立こども病院の職員が関与した尿道損傷を負わせた行為については、発生時からおよそ 2 か月後に公表されているのに対し、本件の県立加古川医療センターの職員が関与した類似の行為については、発生時から 2 年余りを経ても公表されていないことに疑問を呈している。

実施機関によると、本件処分 2 で説明したように、病院事業職員が関与した医療事故に対する措置は、兵庫県病院事業管理者の指揮監督により行われるものであり、実施機関は何ら関与することはないことから、「当該文書に係る事務を行っていないため、作成していない。」として「公文書の不存在」を理由に本件処分 4 (人第 1381 号-4)を行っているものであり、兵庫県病院事業管理者が公文書非公開決定処分(加医第 350 号)を行っていることと、本件処分 4 とは何ら関係性がないと説明する。

兵庫県の病院事業は地方公営企業法を全部適用しているため、実施機関は病院事業に関する事務を行っておらず、対象公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。また、本件処分 4 と同管理者が行った公文書非公開決定処分(加医第 350 号)とは関係がない。

よって、実施機関が本件処分4において、条例第10条第2項の「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するとして非公開決定を行ったことは妥当である。

5 意見陳述について

審査請求人は、意見書において、条例第21条第1項に基づく口頭による意見陳述を行いたい旨を申し立てた（なお、その際に、本件審査請求とは別件で兵庫県に対する裁決等取消訴訟が係争中のため、本件審査請求における審議会の手続について、意見陳述を除いて停止を求め、停止しなければ、この意見書をもって審査請求を取り下げる旨も申し立てていた。）。

しかしながら、審査請求人は指定された意見陳述の日時（令和元年5月13日15時）に欠席し、審議会終了後に同日付けの陳述書が審議会宛てに送付された。これによると、審査請求人は意見陳述を病欠すること及び病欠するに至った理由を陳述していた。

このため、審議会は、再度の意見陳述の機会を設けることとし、審査請求人に書面で通知を郵送したが、審査請求人から未開封のまま受取拒絶で返戻された。

以上の経緯に鑑み、再度意見陳述の機会を設ける必要はないと考え、審議し、判断を行ったものである。

6 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 31 年 3 月 7 日	・ 諮問書、実施機関の弁明書の受領
平成 31 年 3 月 14 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 31 年 3 月 25 日 第 2 部会 (第 71 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
令和元年 5 月 13 日 第 2 部会 (第 72 回)	・ 審議
令和元年 5 月 13 日	・ 審査請求人から陳述書を受領
令和元年 6 月 25 日 第 2 部会 (第 73 回)	・ 審議
令和元年 7 月 24 日 第 2 部会 (第 74 回)	・ 審議
令和元年 8 月 8 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久
委 員 河 端 亨
委 員 桜 間 裕 章
委 員 善 部 修
委 員 前 田 雅 子